

次頁以降の市長報告につきましては、令和7年2月17日に上程されましたが、令和7年3月3日に「市長報告の撤回について」が提出され、令和7年3月4日の本会議において承認され、撤回となりましたのでお知らせします。

令和7年第1回定例会

市長報告

優先整備路線の検証及び総合的判断について

本日は、貴重なお時間に市長報告として発言をお許しいただき、ありがとうございます。

令和7年2月12日に、「優先整備路線の検証について 報告書」及び「優先整備路線の検証について 資料編」を行政報告資料として建設環境委員会に提出をしたところです。当該報告書等を踏まえた私の総合的判断について、報告させていただきます。

1 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）策定後の経過について
小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線外（以下「2路線」といいます。）は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）で将来都市計画道路ネットワークの検証により必要性が確認され、優先整備路線に選定されました。このことを契機に、2路線による環境等への影響に関する懸念等が高まり、市民及び市議会から多数の意見が寄せられています。

一方、能登半島地震を始め、近年頻発する自然災害から早急な防災性確保の必要性も指摘される等、様々な意見もあります。

本市にとって、国分寺崖線（はげ）と野川の自然及びその豊かな自然環境から生み出される文化は、かけがえのない財産・宝であり、都市の近郊で宅地開発が進む利便性の高い地域であるからこそ、豊かな自然の保全が一層重要です。私の令和6年度施政方針では、「東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、適切に対応していきたい」としていました。

また、小金井市都市計画マスタープランでは、都市計画道路の見直しについて「社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます」としていることから、事業について施行者である東京都に要望するためには、関係自治体に根拠を明確にして説明する必要があり、検証作業に着手しました。

検証に当たっては、次期事業化計画の策定を視野に、都市計画道路の役割と機能に着目した検証（1次検証）及び2路線固有の地域的課題に着目した検証（2次検証）により、2路線に関わる必要性及び合理性について評価しました。なお、令和6年11月に東京都から小金井都市計画道路3・4・11号線外に係るオープンハウスで、自然環境への影響を考慮した橋梁案による整備案が示されています。

2 検証結果について

(1) 小金井都市計画道路3・4・11号線について

1次検証により、都市間ネットワークの形成、救急医療施設へのアクセス向上、交通結節点へのアクセス向上、避難場所へのアクセス向上、延焼遮断帯の形成、災害時の代替機能、生活道路の安全性向上等に効果が認められ、他路線と比較し必要性が高いことが確認されました。

また、2次検証により、必要性については、交通機能・防災機能・空間機能の各項目の多くで必要性が確認されました。例えば、交通機能の観点では、地域の大き

な課題である通過交通の減少に資することが確認されています。防災機能の観点では、当該路線の整備により国分寺崖線（はげ）及び武蔵野公園による東町五丁目周辺の一方偏集が解消され、南側からの消防活動に貢献するとともに、広域避難場所との接続、第一次緊急輸送道路との接続、第二次救急医療機関へのアクセス向上及び主要延焼遮断帯の位置付けがある点で必要性が認められました。

合理性については、国分寺崖線（はげ）の景観、武蔵野公園の動植物、自然再生事業、コミュニティへの影響等が認められました。

環境に対する影響については、一定の影響はあるものの動植物への影響の範囲は限定的であり、多くの種の存続は維持され、事業実施区域外にも同質の環境が広く分布するため、主要な生息生育の場は残存し、生物の相互関係への影響は維持されると評価されています。

(2) 小金井都市計画道路 3・4・1号線について

1次検証により、当該路線は3区間に分割し検証したところ、各区間の相対的な必要性は一様ではないことが分かりました。また、各区間によって必要性が確認された項目は異なります。

2次検証の必要性では、交通機能・防災機能・空間機能の各項目の多くで必要性が確認されました。例えば、交通機能の観点では、周辺道路の交通渋滞の解消及び生活道路への通過車両が減少する効果が確認されています。空間機能の観点では、景観形成、都市緑化及び環境負荷の低減で効果が確認されましたが、文化的資源の保全・活用・地域活性では影響が懸念される結果となりました。

また、合理性では、国分寺崖線（はげ）の緑化・景観・地形、コミュニティ、生産緑地及び地域資源について影響が認められました。

なお、国分寺崖線（はげ）等の環境への影響は、3つの工法案ごとに異なり、動植物の調査も実施されていないため、検証による評価は難しいと考えます。

3 総合的判断に当たって考慮すべき事項について

総合的判断に当たっては、次の2点について考慮しました。

(1) 環境の影響に係る専門家の見解について

検証の過程では、小金井市都市計画審議会及び一般社団法人都市計画コンサルタント協会の学識経験者の意見を聴取し客観性を確保してきましたが、自然環境についても専門家に聞くべきとの意見を受け、理学博士である高槻成紀氏に、東京都が委託した道路概略検討の動植物の予測・評価の結果等に関する分析を依頼し、専門家の見地からの意見を聴取しました。

その結果、高槻氏からは、環境に係る問題点として上位計画との整合性、豊かな自然の存在、アンブレラ種であるタカの存在、カワセミの生息を支える清流、魚類等及びキンラン・ギンランの生育について指摘がありました。さらに、当該検討では貴重種の保護が必要とされていますが、評価のほとんどが「生息する、生育すると予測する」となっており、「問題なし」とされている評価に疑問を抱いている、との見解が示されました。

また、令和5年に東京都生物多様性地域戦略が策定されたことを踏まえ、連続性及びネイチャーポジティブの考えを取り入れたアセスメントを改めて実施すべきであるとの指摘を受けました。

(2) 大規模災害に対する備えについて

令和6年1月に発生した能登半島地震では、甚大な人的被害、建物被害及びインフラ被害が発生しました。国土交通省では能登半島地震を踏まえ、首都直下地震等の大規模災害への備えを強化する観点から、被害を防止軽減するための事前対策の方向性を令和6年7月に取りまとめています。これにより、「事前防災の観点で、国民の生命と財産を守る防災インフラの充実・強化を計画的・戦略的に推進」及び「災害リスクを踏まえた事前防災型のまちづくりを推進」との考えが示されました。さらに、首都直下地震で想定されるマグニチュード7程度の地震が30年以内に発生する確率が70%程度と予測されています。

市は、能登半島地震を始め、阪神淡路大震災、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければなりません。

4 総合的判断について

総合的判断は、検証結果を踏まえるとともに、自然環境に関する学識経験者の見解及び自然災害に対する対策の必要性を鑑みて判断しました。

(1) 小金井都市計画道路3・4・11号線について

本路線は、検証報告書を踏まえると必要性を否定できませんが、自然環境保護の観点から課題が残ります。このため、環境に対する影響の低減に向けた、橋梁の設計内容について見直しを求める必要があります。

このように判断した理由は次のとおりです。

検証において、1次検証では都市間ネットワークの形成、生活道路の安全性向上等、相対的に必要性が高いことが確認されたものの、2次検証では国分寺崖線（はけ）、公園、野川を一体とした貴重な自然環境等に影響が認められることが分かりました。

本市の宝である国分寺崖線（はけ）周辺の野川と武蔵野公園が一体となった自然環境及び生活文化への影響が懸念されますが、能登半島地震以降更に高まっている防災インフラの重要性を考慮すると、近隣市との防災協定締結（相互応援体制）に基づく効果的な地域の防災性の向上にも資する路線であり、積年の地域課題である通過交通の解消とともに、市民の安全及び生命財産を守る自治体の責務から当該道路の必要性は否めません。

このため、小金井市都市計画マスタープランに基づき、東京都及び関係市に見直しを前提とした連携を申し入れることは困難であると考えました。

しかし、当該地周辺は、国分寺崖線（はげ）の生態系、野川の生態系及び草原の生態系が三位一体の生態系を形成しており、多様な生物が生息する貴重な生息環境は保全しなければなりません。東京都で唯一の自然再生事業が実施されている地域でもあり、小金井市のみならず東京都の貴重な財産です。

橋梁案が最適とされていますが、自然環境等への影響は否定できないため、施行者である東京都に対し、大胆に橋脚配置を見直す等、更なる環境影響の低減を図る設計及び施工計画を行うとともに、東京都生物多様性地域戦略の行動方針に沿って、整備後も整備前の生態系が保全されるよう、動植物の調査、地下水位の一定期間のモニタリング等必要な対策を求めます。

また、道路事業が完了し防災性の向上が図られるまでの間、早期に地域の防災性に資する取組とともに、住民の生活再建及びコミュニティへの影響もあることから、地域住民の生活に十分配慮した丁寧な対応を求めます。

自然環境への影響等については、現時点で市民の懸念が残っています。このため、東京都生物多様性地域戦略に沿った対応により市民の理解が得られるよう、最大限の努力及び丁寧な対応を求めます。

なお、本市は、当該路線の整備に関する自然環境への影響、まちづくり等について、東京都と継続して連携していくこととします。

(2) 小金井都市計画道路 3・4・1 号線について

本路線は、構造による具体的な動植物等への影響が不明のため判断することが困難ですが、国分寺崖線（はげ）への影響が明らかであるため、事業化の手続は一旦中止することが妥当だと考えます。

このように判断した理由は次のとおりです。

検証では、本路線は東西の近隣市と接続していることから、都市間ネットワーク機能上の重要性は高いとされる一方で、必要性については区間によって差があり一様ではないことが分かりました。当該区間は、国分寺崖線（はげ）を斜めに縦断する路線であり、地形を踏まえた工法、既存道路との関係、地域への影響等について不明な点があり、小金井都市計画道路 3・4・1 号線と同様に、本市の宝である国分寺崖線（はげ）周辺の環境及び生活文化への影響が懸念されます。

加えて、当該路線と並行する連雀通り及びその他の代替する道路ネットワークについても検討する必要がありますが、連雀通りは都市計画道路ではないため、既存のまちづくりを踏まえた調査が必要です。

このように、現時点において、周辺道路、現場の地形条件、生活文化への影響等の観点から、十分な検討が行われているとは言い難いと考えます。

これらの内容が整理されるまでは、事業化の手続は一旦中止を求めることとします。